

## 東京都里親委託交流事業実施要綱

平成28年3月31日付27福保子育第2727号

令和2年3月30日付31福保子育第3417号

改正 令和4年1月31日付3福保子育第2833号

### (目的)

第1 本事業は、児童相談所長が養育家庭、養子縁組里親及びファミリーホーム（以下「養育家庭等」という。）に委託をすることが適当と判断した児童（以下「委託候補児童」という。）と、当該委託候補児童を委託する候補として選定された養育家庭等（以下「候補家庭」という。）とが、委託前に交流を行うことで、委託候補児童と候補家庭と関係調整を図り、適切な委託につなげることを目的とする。

### (実施主体)

第2 本事業の実施主体は、委託候補児童と交流を行う候補家庭とする。

### (交流内容)

第3 本事業は、委託候補児童と候補家庭とが次に掲げる交流を行うものとする。

- 1 委託候補児童が措置されている施設等に候補家庭が訪問し、面会を行うこと。ただし、引き合わせのための面会は除く。
- 2 委託候補児童と候補家庭が共に外出をすること。
- 3 委託候補児童が候補家庭宅に外泊をすること。
- 4 その他、児童相談所長が必要と認めたもの

### (交流期間)

第4 本事業の交流期間は、引き合わせのための面会后、初めての面会交流を行った日から委託候補児童が候補家庭に委託措置された日の前日又は交流中止となった日までとする。

### (経費)

第5 東京都は候補家庭に対し、この事業の実施に係る経費について、別に定めるところにより補助する。

### 附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年2月1日から施行する。